草水都市下水路を指定

占有には市へも許可申請を―＊

市では、次の都市下水路の指定を行い、五月一日以後は新津市がこの都市下水路を維持管理することになりました。

また、これに伴い、この都市下水路を占有して橋をかけたり、排水管を出したりする場合は、県だけでなく市へも許可申請が必要になりますので、ご注意ください。

□**都市下水路の名称**

草水都市下水路

□**都市下水路の指定日**

5月1日（火）

□**集水区域内の町名**

滝谷本町、滝谷町、秋葉2・3丁目、草水町1丁目の各一部

くわしいことは、下水道課維持管理係（☎24―2111内線533）へお問い合わせください。

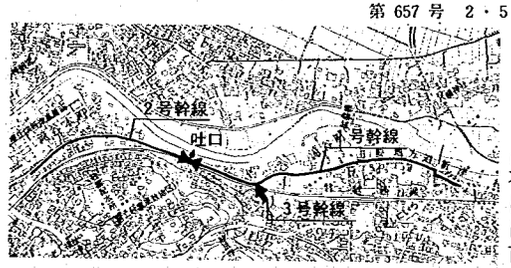

都市下水路の起点・終点

	起点	終点
草水都市下水路1号線	草水町1丁目6122	滝谷町5998-1
草水都市下水路2号線	滝谷本町5798-3	滝谷町5998-1
草水都市下水路3号線	滝谷町6883-5	滝谷町6889-4

都市下水路指定区域を縦覧します

□**縦覧期間**…5月2日（水）～15日（火）の午前8時30分～午後5時

□**縦覧場所**…市役所5階下水道課（土曜日の午後と日曜日は宿直室）

市民健診が始まりますー＊

五月七日から市民健診が、市内各会場で行われます。五月中の日程は、左の表のとおりです。

成人病の予防・早期発見のため、日程を確かめ忘れずに健診を受けてください。

かつて、結核が猛威をふるっていた時代には、健康診断といえば胸部レントゲンを撮り、結核にかかっているかどうかを調べるのが主な目的でした。

しかし、成人病時代といわれる今日の健康診断は、単に「正常」か「異常」かを調べるというよりも、定期的に健診を受け、その結果を記録し、経過を観察することに意義があります。

ですから、健診の結果に異常があったからといってすぐに病気と結びつけるのではなく、自分の生活習慣をもう一度見つめ直すことが大切です。

成人病予防は、生活習慣の見直しからです。定期的に健診を受けましょう。

全受診者に結果を通知します

今年度から基本健康診査（身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査）と精密検査（心電図・眼底検査）を受けた人には、全員に結果を六週間以内に個人通知します。

市民健診についてのお問い合わせは、保健課予防係（☎24―2111内線136）へお願いします。

月	日	曜	時間	会場	対象地区
5	7	月	9：30～11：30	勤労青少年ホーム	新金沢町、東町1・2・3丁目
	8	火	9：30～11：30	第三中学校	七日町
			13：00～15：00		大蔵、満願寺
	9	水	9：30～11：30	荻川地区公民館	荻島2・3丁目、車場2丁目
			13：00～15：00		荻島1丁目、車場1丁目
	10	木	9：30～11：30	荻川地区公民館	結、田島、福島
			13：00～15：00		車場3・4丁目、こがね町
	11	金	9：30～11：30	荻川地区公民館	中野1・2・3・4丁目
	14	月	9：30～11：30	草水保育所	滝谷町、草水町1丁目
			13：00～15：00		草水町2・3丁目
	15	火	9：30～11：30	市之瀬小学校	市之瀬、三津屋
			13：00～15：00		党路津、長割、三枚潟
	16	水	9：30～11：30	大安寺集落センター	大安寺、六郷
			13：00～15：00		中新田、東金沢、上金沢
	17	木	9：30～11：30	北上共有会館	北上2丁目、川口
			13：00～15：00		北上1・3丁目、北潟北上新田
	18	金	9：30～11：30	新関小学校	下新、金屋(堤)、岡田市新、新郷屋
			13：00～15：00		小口、大関
	21	月	9：30～11：30	市民会館	新栄町
			13：00～15：00		古田
	22	火	9：30～11：30	市民会館	山谷町2丁目、美幸町3丁目
			13：00～15：00		吉岡町、南町
	23	水	9：30～11：30	市民会館	山谷町3丁目、天神美幸町2丁目、緑町
			13：00～15：00		山谷町1丁目、美幸町1丁目
	24	木	9：30～11：30	市民会館	中沢町、田家3丁目
			13：00～15：00		田家1・2丁目
	25	金	9：30～11：30	市民会館	中村、程島
			18：30～20：00	市民会館	全市未受診者
	29	火	9：30～11：30	本町二番館	金沢町3・4丁目、日宝町
			13：00～15：00		金沢町1・2丁目
	30	水	9：30～11：30	本町二番館	本町1・3丁目
			13：00～15：00		本町2丁目
	31	木	9：30～11：30	本町二番館	善道町1・2丁目
			13：00～15：00		本町4丁目

お買物、ご用命は市内で

●あなたの安心を企画する●
有限会社 樋口保険企画
☎0250・22・6774 FAX0250・24・9110
〒956 新津市金沢町3丁目7番20号

祝・成人式
大人への脱皮～ヘアーでチャレンジをしてみませんか!!
※本町店・駅前店共に朝の1時間は電話予約制です。
定休日…毎週火曜日・第3日曜日
渡辺美容院 本町3 能代川寄りの下道通り ☎22 0626
ヘアーステーション わたなべ駅前店 新津駅前通り ☎22 2611

火災予防条例が改正に

個人住居も含め届出義務が拡大

火災予防条例の一部が改正され、五月二十三日から施行されます。今号では、この主な改正内容を紹介します。

＊……

危険物の貯蔵と取扱いがきめ細かく

今回の火災予防条例の改正は、消防法などでの危険物規制の改正に伴うもののほか、危険物の貯蔵、取扱いの不備から起きている事故の状況などを考慮した内容となっています。

□**燃料タンクの構造基準**

炉またはかまどなどの付属設備である燃料タンク（液体燃料を使用するタンク）の板厚など、構造に関する基準が改正されました。

□**危険物の貯蔵とその取扱い**

危険物の貯蔵と取扱いについて、その技術上の基準が手直しされました。

指定数量（後述）の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵したり取扱うとき、屋外または屋内、地下タンク、移動タンクなどの貯蔵形態やその取扱いに応じて所要の措置を講ずることが定められました。この基準は、従来よりさらにきめ細かくなっています。

その一例をご紹介します。

屋外貯蔵所…施設周囲に流出防止用の囲いなどを設ける。

屋内貯蔵所…床は液状危険物が浸透しない構造にする。

地下タンク…漏えい検知管などを二箇所以上に設ける。

移動タンク…車両とタンクの固定を堅固にする。タンクの間仕切り、防波板を設ける。

新しく可燃物を分類し、個々に規定

□**指定可燃物の貯蔵とその取扱い**

従来、紙くず、わら類、石炭、木材加工品などは特殊可燃物として、また、油かす、ゴムのり、しょうのう、松やになどは準危険物としてそれぞれ規定されていました。今回の改正では、これらを新たに指定可燃物として定め、さらに可燃性固体類、可燃性液体類とそのほかの指定可燃物に分けて、その貯蔵と取扱いの技術上の基準について所要の措置を講ずることが義務付けられました。

個人住居の危険物で届出必要な場合も

□**危険物の貯蔵、取扱いについての届出**

(1)個人の住居で、指定数量の二分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵したり取り扱う場合（例えば、灯油500㍑以上1000㍑未満）は、消防長（消防署長）にその届出をしなければなりません。なお、事業所などでの貯蔵、取扱いの届出義務は、従前のとおりです。

(2)また、これらの危険物の貯蔵や取扱いを廃止する場合についても、その届出が必要となりました。

申し出により水張検査などを実施

□**タンクの水張検査など**

消防長（消防署長）は、タンクを製造した者や設置する者の申し出によって、水張検査や水圧検査を行うことができるようになりました。タンク検査の申請手数料は、左上の表のとおりです。

□**既存の施設などに対する経過措置**

改正される火災予防条例は五月二十三日から施行されます。しかし、既に従前の火災予防条例の適用を受けて設置された施設や、消防法などの改正により新たに条例の適用を受けることとなる施設（生石灰、濃硫酸などを貯蔵、取り扱う施設）については、施行期日などに経過措置が設けられています。

指定数量とは

消防法などでは、危険物の品名ごとに、貯蔵や取扱いを規制する数量を定めています。一般的な危険物の品名と改正後の指定数量は、次のとおりです。

・第4類第1石油類（ガソリンなど）……200㍑
・第4類第2石油類（灯油、軽油など）……1000㍑
・第4類第3石油類（重油、クレオソート油など）……2000㍑
・第4類第4石油類（ギア油、シリンダー油）……6000㍑
・第4類動植物油類……1万㍑

なお、今回改正された火災予防条例のくわしいことは、市消防本部（☎22―0175）へお問い合わせください。

タンク検査の申請手数料

□**水張検査**

容量1万ℓ以下のタンク…… 4,000円
容量1万ℓを超えるタンク… 7,000円

□**水圧検査**

容量600ℓ以下のタンク…… 4,000円
容量600ℓを超えるタンク… 7,000円

6月5日実施

大水防演習をご見学ください

今年度の信濃川下流水防演習が当市を会場に予定されています。水防演習は、6月5日の午前9時から市内大秋地先の信濃川高水敷で行われます。

これは、建設省北陸地方建設局をはじめ、県、市が共催して行うもので、県内市町村の視察者など合わせて約2,500人という大規模な水防演習です。この演習は、出水期にあたって、水防機関の士気の高揚と水防技術の向上だけを目的に行うものではありません。地域社会の中で「水防」の重要性をみんなが強く認識し合うこともその大きな目的です。お近くの方は、ぜひご見学ください。くわしい会場案内図は次号広報に掲載します。

また、演習のため、大秋地先の周辺道路は交通渋滞となることがあります。ご協力をお願いします。

お買物、ご用命は市内で

＝新製品好評発売＝
日本海名産 甘えびパイ
日本海でとれた新鮮な甘えびをパイに折込んだ風味豊かなパイのお菓子です。カルシュームのたっぷり入ったパリッとした日本海の風味をご賞味下さい。
北国小僧 登録商標® にいつ ホーサカヤ
本町2 ☎22―0112
コーヒー祭り 100g 280円　5月4日(休)・5日(祝)・6日(日)の3日間